

**【事業者向】介護サービス事業者やケアマネージャーの方にお渡してください。**

被爆者健康手帳所持者の介護保険サービスにかかる助成について

埼玉県に居住する被爆者の方が介護保険サービスを利用した場合、事業所に被爆者健康手帳を提示することにより、保険適用後の自己負担分（通常1～3割）が公費負担となります。

**※平成31年4月サービス利用分から、被爆者健康手帳の提示による現物給付ができるようになりました。速やかな移行に御協力お願いいたします。** 対応済の場合は重複の御案内となりますが、御容赦ください。

グループホームが令和3年4月利用分から助成対象になります！  
ただし当初は償還払いのみ、同年8月利用分から現物給付に対応！

1 助成対象事業内容

○ 福祉系サービス(公費負担法別番号「81」)

居宅系	訪問介護※ (ホームヘルプ)	低所得者の方が利用した場合に助成します。 ① 訪問介護 ② 介護予防訪問介護 ③ 第1号訪問事業(サービス種類コード A1及びA2に限る)	現物給付
	通所介護 (デイサービス)	① 通所介護 ② 地域密着型通所介護 ③ 介護予防通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑥ 第1号通所事業(サービス種類コード A5及びA6に限る)	現物給付
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	① 短期入所生活介護 ② 介護予防短期入所生活介護	現物給付
	小規模多機能型 居宅介護	① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	現物給付
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	現物給付
	複合型サービス	① 看護小規模多機能型居宅介護	現物給付
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	① 介護老人福祉施設入所者生活介護 ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	現物給付
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	① 認知症対応型共同生活介護 <R3.4利用～> ② 介護予防認知症対応型共同生活介護	R3.8利用～ 現物給付
	養護老人ホーム	老人ホーム措置入所に係る費用負担額(入所者負担、扶養義務者負担)を助成する制度です。	償還払い

<注意事項>

※ 訪問介護利用被爆者助成：低所得者(原則として、世帯の生計中心者が所得税非課税(生活保護受給世帯を含む。))であって、あらかじめ訪問介護の受給資格認定を受けた方が、上記表中の「訪問介護」サービスを利用し、利用者負担のある場合に対象となります。

※ 助成事業の対象外：福祉系サービスのうち、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム・軽費老人ホーム等)、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修費

○ 医療系サービス(公費負担法別番号「19」：原爆医療費として公費負担)

※ 医療系サービス提供事業所が、19公費による現物給付を行うためには、「被爆者一般疾病医療機関」の指定手続が必要です。

詳しくは「埼玉県 被爆者 医療機関」で検索<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/hibakusha/ippansippe.html>

<居宅系> 訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、

<施設系> 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

⇒ 裏面も御覧ください。

## 2 助成方法（福祉系サービス）

### 〔現物給付の請求〕

- ・平成31年4月サービス利用分から、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」に基づき、被爆者健康手帳を確認（訪問介護の場合は、認定証※の確認も含む）することにより、1～3割の利用者負担分を埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）に請求する方法が、**原則**となりました。被爆者の方の**手続負担軽減のため、未対応の事業者様には、できるだけ速やかに移行していただきますよう御協力お願いいたします。**  
※埼玉県発行の「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証（認定期間内のもの）」
- ・福祉系サービスには、指定医療機関制度等がありませんので、介護保険事業者であれば、特に本助成制度に関する事前手続は不要で、国保連に請求することができます。
- ・公費負担法別番号は、『**81116014**』（福祉系サービス）を使用してください。なお、被爆者健康手帳に記載されている公費負担者番号「19116011」は健康保険並びに介護保険の医療系サービスに使用するものです。
- ・受給者番号は福祉系も医療系と共通で、被爆者健康手帳に記載の7ケタの番号になります。

<注意事項> 例外的に現物給付を利用できない場合があります！（償還払いは利用可）

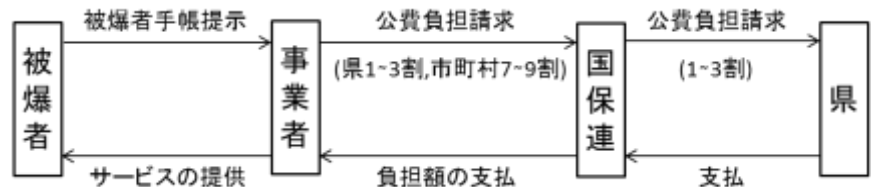
※県内在住であるが、介護保険者が県外の市区町村である方（介護保険の住所地特例）

※県内在住であるが、県外の介護事業者を利用した方

※県外在住であるが、県内の介護事業者を利用した方（居住都県での手続となります）

⇒その他詳細や最新情報等は下記県ホームページで御確認ください。

<現物給付のフロー図>



### 〔償還払い〕

(1)被爆者健康手帳未提示で、助成事業のサービス利用者負担額を事業者を支払った方

(2)平成31年3月以前の助成事業のサービス利用者負担額を支払った方

これら(1)(2)の方や、上記現物給付を利用できない場合に該当する方は、従来どおり償還払いとなり、利用者負担分を県に請求できます。申請窓口はお住まいの所管保健所です。

県は、請求内容を審査し、決定額を申請者が指定した口座に振り込みます。

※介護保険制度の給付の対象とならない『食費』『居住費』等は助成の対象とはなりません。

<償還払いのフロー図>



- ・制度全般に関する照会は、埼玉県保健医療部疾病対策課(048-830-3583)まで、レセプト請求の入力等に関する照会は、埼玉県国民健康保険団体連合会までお願いします。

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話048-824-2537

- ・その他本紙に関連する諸手続の御案内、様式入手は県ホームページを御確認ください。

「埼玉県 被爆者 介護」で検索 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/hibakusha/kaigo.html>